

令和元年5月8日

## AEO制度の利用促進のための要望書



AEO制度の一層の利用促進を図ることにより貿易の円滑化及び国際物流のセキュリティの確保に資するべく、下記の通り要望します。

### 1. AEO輸出入者が行う再輸出・再輸入の減免税措置の手続の緩和

AEO輸出入者（AEO輸出者及びAEO輸入者双方の承認を有するAEO事業者）が自社で又はAEO通関業者を介して行う輸出入通関手続き及び貨物管理は、AEO事業者の責任の下で行われている。

このような状況において、関税定率法第11条、第14条第10号及び第11号、第17条第1項第1号、第2号及び第3号並びに関税暫定措置法第8条及び第8条の7に規定する減免税措置の適用を受けようとする場合、AEO輸出入者が自社で又はAEO通関業者を介して当該貨物の輸出申告又は輸入申告を行う際、税関が実施する貨物の同一性の確認及び関係書類の確認を省略し、AEO輸出入者による貨物確認及び関係書類の自主管理とすることによる通関手続きの迅速化及び簡素化を認めていただきたい。

### 2. 審査区分1Y及び1Gにおける許可後の提出書類の省略

AEO輸出者又はAEO輸入者が自社で又はAEO通関業者を介して行う輸出申告又は輸入申告において、NACCSにより1Y（区分1であるが提出が必要な通関関係書類が存在する）又は1G（区分1であるが原本提出が必要な通関関係書類が存在する）が払い出された申告について、通関関係書類の税關への提出を省略し、当該書類をAEO輸出者又はAEO輸入者の自主管理とすることによる通関手続きの迅速化及び簡素化を認めていただきたい。

### 3. AEO輸入者が提出する個別評価申告書に係る疎明資料の簡素化

輸入申告に際し、個別評価申告書に添付する疎明資料が大量で電子的に送付できないケースが見受けられる。AEO輸入者が自社で又はAEO通関業者を介して提出する個別評価申告書については、疎明資料の提出を省略し、AEO輸入者の自主管理とするよう簡素化していただきたい。

### 4. 輸出許可取消の手続きに関するNACCS専用業務メニューの構築

平成29年10月以降、一般輸出者が行う輸出申告の輸出止め再輸入手続きはNACCSの専用業務メニューを利用して処理することが可能となったが、AEO輸出者が行う特例輸出貨物の輸出

許可取消の申請は NACCS の汎用業務メニューを利用しての申請処理とされている。この結果、AEO 輸出者の行う輸出許可取消申請に係る税関の処理時間が、一般の輸出者が行う輸出取止め再輸入手続きの処理時間に比べ長くなるといった不合理な状況となっている。手続きの迅速化の観点から AEO 輸出者が行う輸出許可取消申請についても NACCS の専用業務メニューを構築していただきたい。また、専用業務メニュー構築までの間は、税関における処理手続きの迅速化を図るとともに、特例輸出貨物が船舶又は航空機に積込まれる前のもので、かつ、保税地域に蔵置されている場合には、輸出取止め再輸入申告手続きが利用可能となる等、便宜、手続きの迅速化・簡素化をお願いしたい。

## 5. AEO 輸入者による輸入貨物がスプリットとなった際の簡素な取扱い

現在、航空機の機材変更等により輸出地空港において我が国に輸入される予定の貨物が分割され、異なる航空機で到着（いわゆる「スプリット貨物」）となった場合、輸入者は積み残しとなつた貨物の到着を待って輸入申告を行うか又は自社で若しくは通関業者に依頼し、到着貨物の内容点検と AWB 番号に枝番を付記し分割申告を実施している。

通常、スプリット貨物は翌日までには到着することから、AEO 輸入者が自社で又は AEO 通関業者を介して行う特例申告又は一般輸入申告貨物がスプリット貨物となった場合、AEO 輸入者又は AEO 通関業者による内容点検を省略し、パッキングリスト等の関係書類に基づく内容確認を行うことで分割申告又は一括申告を認めていただきたい。

## 6. 優良な AEO 輸出者又は AEO 輸入者に対する事後監査間隔の延長及び簡素化された輸出入事後調査の導入

現在、AEO 事業者に対する税関の事後監査は、3 年に 1 回程度の頻度で実施されている。過去の AEO 事後監査において一定期間指摘事項が無く、かつ、輸出又は輸入事後調査においても関税等の追徴や関税法違反の無い非常に優良な AEO 輸出者又は AEO 輸入者については、税関の AEO 事後監査の間隔を 5 年に 1 回程度に延長していただき、また、輸出及び輸入事後調査についても簡素化された事後調査を導入していただきたい。更に、AEO 輸出者又は輸入者のコンプライアンス維持に対するインセンティブを高める観点から、これら措置について通達等で明記していただきたい。

## 7. 法人番号の入力による住所・電話番号の入力省略

NACCS による輸出入申告に際し、法人番号（JASTPRO 番号と関連付けされたものに限る。）又は JASTPRO 番号を入力し NACCS 画面に表示される住所及び電話番号が、インボイスに記載されている住所及び電話番号と異なっている場合、NACCS の表示画面情報をインボイス記載の情報に入力変更している。

AEO 輸出者又は AEO 輸入者が希望する場合、NACCS 画面に表示された住所及び電話番号がインボイスに記載されている情報と異なっている場合であっても、NACCS 画面に表示された住所及び電話番号で輸出入申告を認めていただきたい。

## **8. AEO 相互承認におけるメリットの拡大**

環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（以下「TPP11」という。）及び経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日 EU・EPA」という。）が発効し、原産地の認定については輸出者、生産者又は輸入者による自己申告制度が全面的に採用され、輸出者、生産者又は輸入者（通関業者を含む）が自己申告制度に基づく原産品申告書を作成することとなった。

AEO 相互承認によるメリットを高め、かつ、経済連携協定の活用の促進を図る観点から、AEO 相互承認協議において AEO 輸出者が作成した原産品申告書については、輸入国税関による原産性に関する事後の検証を原則として省略する方向で AEO 相互承認の協議又は再協議を行っていただきたい。

## **9. AEO 輸入者が行う輸入（納税）申告の際提出する原産品申告書等の提出省略**

TPP11 及び日 EU・EPA が発効し、今後、これら経済連携協定を利用した輸入申告の増加が見込まれる。輸入申告件数が年々増加している現状において、輸入通関手続きの迅速化と経済連携協定の一層の活用の観点から、コンプライアンスの優れた AEO 輸入者が自社で又は AEO 通関業者を介して行う一般の輸入（納税）申告についても、特例申告貨物の輸入申告と同様に、原産地証明書、原産品申告書及び原産品申告明細書等の提出を省略し、AEO 輸入者の自主管理とすることによる通関手続きの迅速化を認めていただきたい。

（以上）